

食品安全情報（化学物質） No. 19/ 2012 (2012. 09. 19)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【WHO-IARC】 ヨーロッパがん観測所開始

国際がん研究機関（IARC）及びヨーロッパがん登録ネットワークは、ヨーロッパがん観測所（ECO）ウェブサイトを開設した。ECO サイトでは、欧州 40 ヶ国のがんの事例、頻度、死亡率、生存率データに簡単にアクセスすることが可能である。ECO は、市民社会のみならず、政策決定者、医療従事者及び研究専門家にとっても有用である。

*ポイント： ヨーロッパにおける“がん”のまとまった疫学データを検索できるようになります。参考までに、日本のデータは、(独) 国立研究センターがん対策情報センターのホームページで入手できます。

・がん情報サービス「統計」

<http://ganjoho.jp/public/statistics/index.html>

【NIH】 ダイエタリーサプリメントファクトシート：ビタミンA

米国国立衛生研究所（NIH）のダイエタリーサプリメント局（ODS）は、ビタミンAに関してQ&A形式のファクトシートを公表した。

ビタミンAは、食品中に天然に存在する脂溶性ビタミンである。食肉、家禽類、魚及び乳製品にはビタミンAとして、果実や野菜などの植物性食品にはプロビタミンAとして存在している。ダイエタリーサプリメントにはプロビタミンA（前駆体）のベータカロテンが添加されている場合が多いが、他にビタミンAを添加している製品やビタミンAのみを使用した製品も存在しており、過剰摂取による有害影響の可能性について言及している。

*ポイント： ビタミンAには過剰摂取による有害影響の問題があります。特に、妊娠期の女性は胎児への影響が考えられるので注意が必要です。植物性食品を介したプロビタミンAとしての摂取なら有害にはならないのですが、ビタミンAそのものを含んでいるダイエタリーサプリメントやレバーを多量に摂取した場合には有害となる場合があります。例えば、レバーについては100gの喫食でも上限を超える可能性がありますし、イシナギやマグロ等の大型魚の肝臓にはビタミンAが高濃度に蓄積され、過去にはこれらの喫食による食中毒も発生しています。

【FSANZ】 ファクトシート：日本産食品の安全性

オーストラリア・ニュージーランド食品基準局（FSANZ）は、日本から輸入される食品のリスクについて、日本及びオーストラリアの国境で行われた膨大な検査及びオーストラリア放射線防護機関の助言を取り入れ、検査を実施している農業漁業林業省（DAFF）への提供情報を更新した。これまで日本からの輸入食品で検出された放射性核種は極めて微量であることから、一部は通常の取引に戻っている。

*ポイント： 海外の国々では、日本からの輸入品について検査が緩和されています。オーストラリアやニュージーランドでは、ほぼ通常に戻りつつあるようです。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）：ヨーロッパがん観測所開始

[【EC】](#)

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）
2. 食品獣医局（FVO）視察報告書：パラグアイ、インドネシア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ブルガリア

[【EFSA】](#)

1. EFSA 10周年-独立した報告書はEFSAが責任を果たしているとし、さらなる進歩のための助言を示す
2. ギリシャが遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 について指令 2001/18/EC23 条に基づき通知したセーフガード条項に関する欧州委員会からの要請についての科学的意見
3. オーストリアにおける遺伝子組換え菜種 Ms8、Rf3 および Ms8 x Rf3 の輸入、加工、飼料用としての市販禁止延長に関する欧州委員会からの要請についての科学的意見
4. オーストリアにおける遺伝子組換え菜種イベント GT73 の輸入、加工、飼料用としての市販禁止延長に関する欧州委員会からの要請についての科学的意見
5. *Paecilomyces fumosoroseus* 系統 9901 の農薬リスク評価ピアレビューに関する結論

[【FDA】](#)

1. FDA はコロラド及びテキサスのダイエタリーサプリメント企業に対し未承認製品を医薬品として宣伝したことに警告文書を発行
2. 警告文書（2012年9月4日、11日公表分）

[【NIH】](#)

1. ダイエタリーサプリメントファクトシート：ビタミンA

[【FSANZ】](#)

1. ファクトシート：日本産食品の安全性
2. 植物ステロールを強化したチーズの包装サイズ制限を取り除く申請
3. 食品基準通知
4. 食品基準ニュース 2012年9月号

[【APVMA】](#)

1. 一部のフェンチオンの使用の一時停止提案

[【香港政府ニュース】](#)

1. NZ 乳児用ミルクがヨウ素欠乏
2. 月餅が安全性検査に合格

[【KFDA】](#)

1. 塩を安心してお召し上がりください！

[【その他】](#)

- (ProMED-mail) 赤潮、貝：米国（第3報）

- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関（IARC）：ヨーロッパがん観測所開始

European Cancer Observatory Launch

10 September 2012

<http://www.iarc.fr/en/media-centre/iarcnews/pdf/IARC-News-ECO.pdf>

IARC 及びヨーロッパがん登録ネットワークは、ヨーロッパがん観測所（ECO）ウェブサイトを開設した*。ECO サイトでは、欧州 40 ヶ国のがんの事例、頻度、死亡率、生存率データに簡単にアクセスすることが可能である。ECO は、市民社会のみならず、政策決定者、医療従事者及び研究専門家にとっても有用である。

ECO は、EUCAN、EUREG 及び EUROCIM の 3 つで構成されている。EUCAN は、2008 年の欧州 40 ヶ国における、がん 26 部位に関するがんの事例、死亡率及び有病率の推定データを提供している。EUREG は、40 のがんについて、100 人以上のがん登録データをもとにした、期間、性別及び年齢グループ別の事例数、死亡率及び生存率データを提供している。EUROCIM は、データ提供者が許可を与えた使用登録者ががん登録データ（個人記録、詳細集積データ）をダウンロードすることを可能にしたものである。

* European Cancer Observatory

<http://eco.iarc.fr/>

-
- 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2012 年第 35 週～第 36 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFF へ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知（Alert Notifications）

米国産食品サプリメントのシブトラミン、英国産馬肉のフェニルブタゾン（2 μ g/kg）、

ラトビア産スプラットペーストのベンゾ(a)ピレン (13 μ g/kg)、原料ドイツ産リトアニア産オーガニックカモミールティーホノホス (0.1 mg/kg)、イタリア産クレイ (サプリメント) のヒ素 (3 mg/kg) 及び鉛 (32.4、56.5 mg/kg)、ドイツ産オーガニック卵のダイオキシン (8.15 pg WHO TEQ/g)、イタリア産米の鉛 (0.49 mg/kg)、インド産オーガニックごまの DDT (0.125; 0.11 mg/kg)、英国産台所用品からのホルムアルデヒド (134 mg/kg) とメラミン (>199.97 mg/kg) の溶出、産地不明冷凍シロカジキの水銀 (7.4 mg/kg)、オランダ産食品サプリメントのヒ素 (2.2 mg/kg) と鉛 (25.1 mg/kg) など。

注意喚起情報 (information for attention)

米国産サプリメントの DMAA、オーストリア産鹿肉の鉛 (0.32 mg/kg)、ハンガリー産生鮮ペッパーのメソミル (0.2 mg/kg)、オランダ産レタスのデルタメトリン (0.68 mg/kg)、イスラエル産冷凍鶏肉のクロピドール (19 μ g/kg)、ドイツ産配合飼料のナラシン (1.17 mg/kg)、インド産ササゲのトリアゾホス (0.3 mg/kg)、産地不明種なしブドウのエテホン (1.7 mg/kg)、ポーランド産生鮮パースニップのカドミウム (0.22 mg/kg)、中国産スチールカトラリーからのカドミウム・クロム・鉛・ニッケルの溶出、中国産スパゲッティスプーンからの一級芳香族アミンの溶出 (2.74 mg/kg) など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

原料ポーランド産リトアニア産オーガニックタイムハーブティーのメタミトロン (0.29、0.56、0.58 mg/kg)、ガーナ産綿実の過剰な遊離ゴシポール含量 (6962.5 mg/kg)、ポルトガル産オレンジジュース入りソフトドリンクの安息香酸 (169 mg/kg)、中国産米粉の未承認遺伝子組換え (Bt63) など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産チルド生鮮ペッパーのメソミル (0.048 mg/kg)、インドネシア産冷凍ナマズのロイコクリスタルバイオレット、中国産米ミックスの未承認遺伝子組換え、中国産スチールナイフからのクロム (22.1 mg/L)・ニッケル (0.37 mg/L)・マンガン (0.94 mg/L) の溶出、トルコ産生鮮ペッパーのホルメタネート (0.23 mg/kg)、ブラジル産冷凍チキンのクロピドール (22 μ g/kg)、中国産痩身コーヒーのシブトラミン (2050; 2080 mg/kg)、中国産紅茶のピリダベン (0.15 mg/kg) とフィプロニル (0.016 mg/kg)、中国産痩身コーヒーのフェノールフタレイン (287 mg/kg)、中国産紅茶のメソミル (0.36 mg/kg)・ブプロフェジン (0.16 mg/kg)・アセタミプリド (0.41 mg/kg)・イミダクロプリド (0.14 mg/kg)・フィプロニル (0.014 mg/kg)、タイ産痩身コーヒーのシブトラミン (468; 818; 2460; 2580; 2680 mg/kg)、中国産チルド塩漬け豚ケーシングのクロラムフェニコール (3.5 μ g/kg)、インド産パーボイルドバスマティ米のトリアゾホス (0.11 mg/kg)、ブラジル産バナナペースト缶詰の安息香酸 (1180 mg/L)、ドミニカ共和国産チルドペッパーのジコホル (0.16 mg/kg)、中国産食品サプリメントの 5-ヒドロキシトリプトファンなど。

2. 食品獣医局 (FVO) 視察報告書

- **パラグアイ** 生きた動物と動物製品の、動物用医薬品のコントロールを含む残留物質

や汚染物質の監視の評価

PY Paraguay - evaluate the monitoring of residues and contaminants in live animals and animal products, including controls on veterinary medicinal products

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6534

2012年6月13～22日に行われた査察の報告。改善点を指摘している。

- インドネシア ナツメグのアフラトキシン汚染

ID Indonesia - aflatoxin contamination in nutmegs

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6322

2012年3月13～22日に行われた査察の報告。GAPやGMPが実装されておらずサンプリング検査も適切ではないためEUに輸出されるナツメグのアフラトキシン規制値が守られているという保証はない。

- マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 農薬

MK Macedonia, The former Yugoslav Republic of - pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6286

2012年6月5-12日に行われた査察の報告。改善点を指摘している。

- ブルガリア 農薬

BG Bulgaria - pesticides

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6279

2012年3月13～20日に行われた査察の報告。概ね規格を満たしているがいくつかの指摘事項がある。

- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. EFSA 10周年-独立した報告書はEFSAが責任を果たしているとし、さらなる進歩のための助言を示す

EFSA 10 years on - Independent report says Authority delivering on all fronts, outlines recommendations for further progress

5 September 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/120905.htm>

Ernst & Young（国際監査法人）によるEFSAの外部評価報告書が発表された。

Ernst & Youngは、EFSAの科学的アウトプット及びリスクコミュニケーション活動の質の高さを認め、いくつかの改善点を指摘している。例えば、いくつかの意志決定プロセ

スでの透明性の強化、参加国とのより良い連携の構築、計画性と能力配分（優先順位づけ）の向上、コミュニケーションの明瞭化、データ収集方法の開発などである。

2. ギリシャが遺伝子組換えトウモロコシ MON 810 について指令 2001/18/EC23 条に基づき通知したセーフガード条項に関する欧州委員会からの要請についての科学的意見

Scientific Opinion on a request from the European Commission related to the safeguard clause notified by Greece on genetically modified maize MON 810 according to Article 23 of Directive 2001/18/EC

EFSA Journal 2012;10(9):2877 [20 pp.]. 11 September 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2877.htm>

ギリシャが提出した根拠のほとんどは既に EFSA の GMO パネルにより適切に考慮されているもので、残りのものにも新しい情報はなく、ギリシャによる MON810 の市販禁止を支持する新たな科学的根拠はない。

3. オーストリアにおける遺伝子組換え菜種 Ms8、Rf3 および Ms8 x Rf3 の輸入、加工、飼料用としての市販禁止延長に関する欧州委員会からの要請についての科学的意見

Scientific Opinion on a request from the European Commission related to the prolongation of prohibition of the placing on the market of genetically modified oilseed rape events Ms8, Rf3 and Ms8 x Rf3 for import, processing and feed uses in Austria

EFSA Journal 2012;10(9):2878 [33 pp.]. 11 September 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2878.htm>

EFSA の GMO パネルは欧州委員会からの要請により、オーストリアがセーフガード条項による GM 菜種の市販禁止の延長を支持するものとして提出した文書についての科学的評価を行った。オーストリアのセーフガードを支持する新たな科学的根拠はない。

4. オーストリアにおける遺伝子組換え菜種イベント GT73 の輸入、加工、飼料用としての市販禁止延長に関する欧州委員会からの要請についての科学的意見

Scientific Opinion on a request from the European Commission related to the prolongation of prohibition of the placing on the market of genetically modified oilseed rape event GT73 for import, processing and feed uses in Austria

EFSA Journal 2012;10(9):2876 [33 pp.]. 11 September 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2876.htm>

同上。

5. *Paecilomyces fumosoroseus* 系統 9901 の農薬リスク評価ピアレビューに関する結論

Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance *Paecilomyces fumosoroseus* strain FE 9901

EFSA Journal 2012;10(9):2869 [26 pp.].

12 September 2012

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/2869.htm>

いくつかのデータ不足と懸念を同定した。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>

1. FDA はコロラド及びテキサスのダイエタリーサプリメント企業に対し未承認製品を医薬品として宣伝したことに警告文書を発行

FDA issues warning letters to dietary supplement firms in Colorado and Texas for promoting unapproved products as drugs

September 6, 2012

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm318445.htm>

FDA は、コロラドの PruTect Rx 社及びテキサスの Trinity Sports Group Inc.に対し、脳震盪後症候群及び他の神経疾患の治療及び予防に効くという宣伝をしたダイエタリーサプリメント製品を販売したことについて警告文書を発行した。製品名は、Trinity Sports Group's Neuro Impact Concussion Response Formula、PruTect Rx's NeuroPruTect、Omega3PruTect である。

連邦食品医薬品化粧品法では、疾患の治療、予防及び診断目的で使用される製品は医薬品である。新規医薬品は FDA の事前承認なしに販売できない。当該製品はサプリメントとして販売されていたが、治療効果を謳っているため医薬品と判断される。

2. 警告文書 (2012 年 9 月 4 日、11 日公表分)

• **Jorge Dairy 8/21/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm317208.htm>

ウシの残留動物用医薬品ペニシリンのトレランス超過。

• **Suwannee Dairy 8/8/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm317212.htm>

ウシの残留動物用医薬品ペニシリンのトレランス超過。

• **Regeneca, Inc 8/28/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm318069.htm>

ダイエタリーサプリメント“RegeneSlim”に 1,3-ジメチルアミルアミンが含有されている。これは食品成分ではない。

• **Global Biotechnologies, Inc. 8/21/12**

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm318430.htm>

ダイエタリーサプリメント CGMP 違反。

● NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. ダイエタリーサプリメントファクトシート：ビタミン A

Dietary Supplement Fact Sheet: Vitamin A

Reviewed: September 05, 2012

<http://ods.od.nih.gov/factsheets/VitaminA-QuickFacts/>

(一部抜粋)

ビタミン A とは何か？何をするのか？

ビタミン A は多くの食品中に天然に存在する脂溶性ビタミンである。ビタミン A には 2 種類ある。1 つは食肉、家禽類、魚及び乳製品に含まれるビタミン A (そのもの)、もう 1 つは果実、野菜及び他の植物性食品に含まれるプロビタミン A である。食品に含まれるのはほぼプロビタミン A であるが、ダイエタリーサプリメントではベータカロテンが最もよく見られる。

どの程度必要なのか？

ビタミン A の必要量は、年齢及び生殖状況 (授乳等) に依存する。14 才以上の推奨摂取量は 1 日当たり 700~900 μg レチノール活性等量 (RAE) である。授乳期の女性は 1,200~1,300 RAE、乳児及び幼児 (14 才以下) はより低い値が推奨されている。しかし、食品及びダイエタリーサプリメントのビタミン A 含量は μgRAE ではなく、国際ユニット (IU) で表示されている。 μgRAE と IU の換算は簡単ではない。例えば、様々な食品から得るビタミン A の 900 μgRAE は、食品の摂取量に応じて 3,000~36,000 IU になる。FDA は、成人及び 4 才以上の子どもの 1 日参照摂取量 (DV) として動物と植物の両方からなる多様な食事で 5,000 IU を設定している。DV は推奨摂取量ではないが、十分量のビタミン A を得るには有用である。

ビタミン A ダイエタリーサプリメントにはどんな種類があるか？

ダイエタリーサプリメントに使用されるビタミン A は、通常は酢酸レチニル又は retinyl palmitate (ビタミン A として作用)、ベータカロテン (プロビタミン A) の単独あるいは混合物である。マルチビタミンミネラルサプリメントの場合は、ほとんどがビタミン A を含む。ビタミン A のみを使用したダイエタリーサプリメントもある。

ビタミン A は足りているのか？

米国民の大部分は十分量を摂取している。欠乏症は希である。

ビタミン A は有害の可能性はあるか？

過剰摂取は有害である。サプリメント等から過剰なビタミン A を摂取すると、眩暈、嘔気、頭痛、昏睡及び死亡する可能性がある。また妊娠女性の過剰摂取は、先天性欠損症を誘発する可能性もある。妊娠の可能性のある女性はビタミン A サプリメントを多量摂取すべきではない。ベータカロテン及びプロビタミン A の多量摂取は皮膚の黄・オレンジ変化を

もたらずが、有害ではない。胎児の先天性欠損症もない。ビタミン A の摂取上限値は、次の通り。出生～生後 12 ヶ月児及び 1～3 才児は 2,000 IU、4～8 才児は 3,000 才児、9～13 才児は 5,667 IU、14～18 才は 9,333 IU、19 才以上は 10,000 IU である。一方、ベータカロテンなどのプロビタミン A の上限は確立されていない。

-
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ファクトシート：日本産食品の安全性

Safety of food from Japan

September 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets/safetyoffoodfromjapa5110.cfm>

オーストラリアは 2011 年 3 月の地震に続く原発事故以降、日本産食品の放射性核種を検査している。検査は FSANZ によるリスク評価助言を受けて農業漁業林業省 (DAFF : Department of Agriculture, Fisheries and Forestry) が行っている。

2011 年 3 月以降、数百の食品を検査したが、放射性核種が検出されたのは数えるほどであり、その量は国際的に受け入れられている基準より遙かに低い。WHO は日本以外での放射性核種へのヒト暴露は極めて小さいと報告している。食品に検出された放射性核種の量による被曝は最大でも歯科用 X 線一回分であり、通常はそれよりはるかに少ない。

輸入食品の検査

2012 年 8 月、FSANZ は日本から輸入される食品にリスクについて、日本及びオーストラリアの国境で行われた膨大な検査の結果とオーストラリア放射線防護機関の助言を取り入れて DAFF への情報を更新した。

日本産食品に含まれる放射性核種によるヒト健康リスクは無視できるものの、オーストラリアに汚染食品が輸入される可能性は依然ある。そこでオーストラリアの食品モニタリング計画を見直した。オーストラリアや日本でこれまで放射性セシウムが検出されたもののみが監視対象になる。それは、茶 (生鮮および乾燥)、乾燥キノコ、魚 (生鮮、冷凍、乾燥) などである。この監視対象は日本の千葉、福島、茨城、宮城、埼玉、栃木、東京、山形産の食品に適用される。

FSANZ は海外での検査結果も継続的に監視し、DAFF に更新情報を提供する。FSANZ の対応は他国と一致しており、食品中に検出されている放射性核種は極めて微量であることから、一部は「通常のビジネス」へ戻っている*。

*例：【ニュージーランド一次産業省】日本から輸入される食品

Importing food from Japan

<http://foodsafety.govt.nz/elibrary/industry/importing-food-from-japan-alert.pdf>

2012年7月15日から。国境監視は通常モードになっている。

2. 植物ステロールを強化したチーズの包装サイズ制限を取り除く申請

Application seeks removal of package size restriction on phytosterol-enriched cheese

7 September 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/mediacentre/mediareleases/mediareleases2012/7september2012applic5626.cfm>

FSANZ は、植物ステロール強化低脂肪チーズの包装サイズ制限の失効申請について意見を募集する。募集期限は2012年10月19日である。

Kraft Foods Australia から現在の個包装のサイズが50g以上で販売してはならないという規制の失効を求める申請があった。FSANZ は、この制限を取り除くことによる公衆衛生や安全上の懸念はなく、消費者により便利でお買い得なチーズを提供するメリットがあると評価している。

3. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

7 September 2012

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchurrent/notificationcircular5623.cfm>

新規申請と提案

- ・ (P1023) ツチン及びトコフェロールの特定医療用食品の基準改定
- ・ (P1022) 未殺菌乳製品の一次生産加工基準

意見募集

- ・ (A1070) 植物ステロール強化低脂肪チーズの包装サイズ

改定 No. 134

- ・ (P1020) ソーセージの食品添加物としてのエチルラウロイルアルギン酸塩

その他

- ・ 最大残留基準の改定等

4. 食品基準ニュース 2012年9月号

Food standard news

Issue 96 September 2012

<http://us2.campaign-archive2.com/?u=700bf5d7b419cc12102524e87&id=bcd826180d&e=21527ddb09>

日本産食品の検査条件変更、食品基準など。

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

1. 一部のフェンチオンの使用の一時停止提案

Proposed suspension of some fenthion uses

Date: 11 September 2012

http://www.apvma.gov.au/news_media/media_releases/2012/mr2012-09.php

APVMA は、小児の短期食事暴露量が公衆衛生上の基準を上回る可能性を示す新しい報告書が発表されたことから、ミバエ等の昆虫コントロールに使われるフェンチオンの使用を一時停止することを提案する。

報告書では、リンゴ、ナシ、柑橘類、びわ、マルメロ、核果、ペピーノ、ナス、トマトへの収穫前の使用、およびトマトなどへの収穫後の使用などを止めるよう薦めている。さらに家庭菜園での全ての使用も中止される可能性がある。詳細情報は9月25日に提供予定。

フェンチオンは、EU、米国、カナダ及びニュージーランドでは食用植物には登録されていない。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

1. NZ 乳児用ミルクがヨウ素欠乏

NZ infant formula iodine deficient

September 04, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/09/20120904_194149.shtml

食品安全センターは、ニュージーランドから輸入された乳児用ミルクのヨウ素含量が少ないと発表した。当該製品は、WISDOM Dairy 社の WIOM Infant Formula Stage 1 (生後0~6ヶ月) である。

2. 月餅が安全性検査に合格

Mooncakes pass safety tests

September 07, 2012

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2012/09/20120907_143556.shtml

食品安全センターの定期サーベイランス検査で集めた 270 検体の月餅は、安全性検査に合格した。検査項目は、色素、保存料、抗酸化剤、農薬、重金属、アフラトキシン、ミネラルオイル、細菌及び病原体であった。

● 韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 塩を安心してお召し上がりください！

汚染物質課 2012.08.30

<http://www.kfda.go.kr/index.kfda?mid=56&pageNo=2&seq=18480&cmd=v>

食品医薬品安全庁食品医薬品安全評価院は、2011年に国内で流通した塩のダイオキシン類汚染実態及び国民の塩由来のダイオキシン暴露量を評価した結果、非常に安全な水準であった。

ダイオキシンは、排気ガス、ごみ焼却などで環境中に存在する汚染物質であり、人体暴露量の90%以上を食品が占める。

食品医薬品安全庁は、塩のダイオキシン自主基準を3 pgTEQ/gに設定して管理しているが、国内で流通している塩のダイオキシン実態の調査は本件が最初である。調査方法は2011年に国内大型マート、デパート及びインターネットなどを通じて流通している塩総101件を対象に塩類型別にダイオキシン類汚染を測定し、国民の塩からの暴露量を算出した。

※塩類型：天日塩、再製塩、焼き・溶融塩、精製塩、その他塩、加工塩

※ダイオキシン類：ダイオキシン(PCDD/Fs 17種)及びダイオキシン様 PCBs(12種)測定

国内流通塩のダイオキシン類汚染を測定した結果、平均0.17~0.30 pgTEQ/gであり、わが国の塩の自主基準である3 pgTEQ/gよりずっと低かった。塩類型別ダイオキシン汚染度は大きな差はなかった。天日塩は平均0.3 pgTEQ/g、その他塩0.26 pgTEQ/g、再製塩0.24 pgTEQ/g、精製塩及び加工塩0.23 pgTEQ/g、焼き・溶融塩0.17 pgTEQ/gであった。塩による国民のダイオキシン暴露量は0.009 pgTEQ/kg bw/dayで人体安全暴露基準である4 pgTEQ/kg bw/dayの訳0.2%に過ぎず非常に低い。

参照で食品からの我が国の国民の1日ダイオキシン暴露量は0.16 pg TEQ/kg bw/dayでアメリカ(0.54 pg TEQ/kg bw/day)、日本(0.84pg TEQ/kg bw/day)、ヨーロッパ連合(0.57~2.54pg TEQ/kg bw/day)などの諸外国に比べて低い。

塩からのダイオキシン暴露量は食品全体の5.6%である。

● その他

ProMED-mail

1. 赤潮、貝：米国 (第3報)

Red tide, shellfish, – USA (03) (WA)

2012-09-16

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20120916.1295932>

Date: 14 Sep 2012 Source: University Place Patch

さらに多くのピアス郡のビーチが麻痺性貝毒のため閉鎖
タコマーピアス郡保健局がプレスリリースを発表した。

2012年8月最後の報告以降麻痺性貝毒（PSP）の異常に高い濃度が報告され、貝の採集は禁止されている。PSP 毒素は見えず、食べると死亡する可能性がある。調理や冷凍により破壊されない。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室